平成２１年（フ）第３９号
香川県観音寺市古川町146番地８
債務者　請川たゆみ
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２１年（フ）第４５号
香川県観音寺市柞田町丙1747番地
債務者　竹澤スミ子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２１年（フ）第５２号
香川県観音寺市観音寺町甲2626番地１
債務者　大西　正幸
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２１年（フ）第５３号
香川県観音寺市大野原町井関61番地
債務者　平口　　貢
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２１年（フ）第５４号
香川県観音寺市大野原町井関61番地
債務者　平口　晴代
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２１年（フ）第３７４号
大分市荷揚町10番13号
債務者　渡邉　律子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第１６８号
沖縄県島尻郡与那原町字板良敷837番地
債務者　椎野　洋正
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第１６９号
沖縄県島尻郡与那原町字板良敷837番地
債務者　椎野真奈美
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第１７２号
沖縄県島尻郡与那原町字与那原1088番地
債務者　前粟蔵　祐
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第２０１号
沖縄県那覇市首里大名町１丁目25番地２
債務者　生盛　京子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第１４１４号
名古屋市千種区千代田橋１丁目１番13―903号榎木荘
債務者　篠田　和典
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１６２０号
名古屋市港区野跡５丁目３番５―605号　稲永荘
債務者　北尾　雅幸
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１７６６号
愛知県春日井市東野町西３丁目５番地１　県営松原住宅１号棟202号室
債務者　水野　正幸
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１７６７号
愛知県春日井市東野町西３丁目５番地１　県営松原住宅１号棟202号室
債務者　水野　哉子（旧姓近澤）
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８１５号
名古屋市港区土古町２丁目23番地　新土古荘３棟706号
債務者　吉田浩子こと　廉　　浩子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８３２号
名古屋市千種区千代田橋１丁目１番13―903号榎木荘
債務者　篠田　利秋
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３１８号
愛知県一宮市赤見４丁目８番２号　ジュネス仲島Ⅱ201号
債務者　中村武登志
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
名古屋地方裁判所一宮支部